

令和7年度 家庭復帰支援員（産休・育業代替会計年度任用職員）採用選考実施要項

1 職名及び募集人数

家庭復帰支援員 1名

2 勤務予定場所

足立児童相談所（足立区西新井本町三丁目8番4号）

3 職務内容

- （1）家庭復帰が可能と思われる施設入所児童（以下「対象児童」という。）のリストアップ及び家庭援助プログラム作成業務
 - （2）対象児童の家庭状況の継続的な調査及び家庭環境改善に向けた支援業務
 - （3）対象児童の家庭復帰に当たっての当事者間の意思確認及び関係機関からの意見聴取に関する業務
 - （4）対象児童の家庭復帰後のアフターケア（定期訪問等の見守り）業務
 - （5）その他（1）から（4）までの業務を行うために必要な業務
- ※ 各業務は担当の児童福祉司と連携しながら行います。

4 選考申込資格 ※（1）から（5）までの全てに該当する者

- （1）児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、対象児童の家庭復帰を促進させる熱意と行動力のある者
- （2）次のアからクまでの項目のうち、いずれかに該当する者
 - ア 児童福祉司の任用資格を有する者
 - イ 児童指導員の任用資格を有する者
 - ウ 社会福祉士の資格を有する者
 - エ 保育士の資格を有する者
 - オ 保健師の資格を有する者
 - カ 児童委員としての活動経験のある者
 - キ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ク その他アからキまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- （3）児童相談所、児童福祉施設等で児童福祉関係の業務に携わった経験のある者（但し、（2）カに該当する者は除く）
- （4）事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者
- （5）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者

5 任用期間

任用開始日から令和8年3月31日まで

※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。

※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続4回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

※ 妊娠出産休暇、育児休業を取得している職員の代替であり、復職状況により、任期が短縮される可能性があります。

6 勤務日数・勤務時間

(1) 勤務日数

月16日

(2) 勤務時間

1日7時間45分

午前9時から午後5時45分まで又は午前8時30分から午後5時15分まで

※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。

7 報酬額

月額201,600円（改定される場合があります）

通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円／月）

※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給

8 休暇等

(1) 有給

年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(2) 無給

妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

9 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用

※ 一定の要件を満たす場合

10 選考方法

(1) 第一次選考

選考申込の際に提出する履歴書及び作文による書類審査

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に対する人物及び職務遂行に必要な知識等についての個別面接

11 第一次選考

(1) 提出書類

次の応募書類を電子メールで送付してください。

なお、応募書類は返却しませんのであらかじめ御了承ください。

ア 会計年度任用職員申込書（別紙）

※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。

イ 作文

課題 「施設入所児童の家庭復帰を促進するための児童相談所の役割と児童相談所が今後取り組むべきことについて、あなたの考えを述べなさい。」

字数 800字程度

(2) 応募期間

随時募集

※ 順次選考を行い、合格者が任用予定人数を満たした場合は、応募を締め切ります。

(3) 申込先

送付先メールアドレス：S1143701@section.metro.tokyo.jp

送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（産休・育業代替家庭復帰支援員）

※ 郵送又は持参による応募は受け付けていません。（東京都足立児童相談所が、やむを得ない事情があると認めた時は、郵送での申込みを受け付けます。事前にお問合わせください。）

※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

12 第二次選考日及び選考会場

集合日時及び選考会場の詳細については、第一次選考合格者に対し別途通知します。

13 選考結果の通知

可否にかかわらず、応募者全員に郵送で通知します。

※選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんのでご了承ください。

14 問合せ先

〒123-0845

東京都足立区西新井本町三丁目8番4号

東京都足立児童相談所相談援助課管理担当

電話03-3854-1181